

1964年12月27日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻(午後1時58分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 泰太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛
4番	安富 盛信	5番	石川 真大	6番	天久 村
7番	裕 領正	8番	石田 真英	9番	天久 里
10番	又 吉正	11番	石川 真繁	12番	天久 大
13番	伊 佐真	14番	仲 村 喜	15番	天久 宮
16番	富 里敏	17番	伊 佐 真	18番	天久 中
19番	武 島 行	20番	仲 村 盛	21番	天久 古
					波 野 次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明者として出席したものは次の通りである。

市長	仲 村 春 勝	助役	眞 徳
総務課長	松川 正誠	財政課長	眞 徳
企画課長	仲 村 春 信	経済課長	眞 徳
水道課長	岡 吉 真 義	消防課長	眞 徳
			眞 徳

7. 議会事務局職員の出席者

局長	宮 城 光 雄	書記	照 原 謙	島 俊 真 由	知 念 善 光
----	---------	----	-------	---------	---------

8. 議事日程は次の通りである。

- 日程第1, 議案第45号 1時借入れをすることについて
- 日程第2, 請願第1号 議事参加の請願書
- 日程第3, 陳情第9号 陳情書

1964年12月27日(第6日目)

1. 開議並びに散会時刻(午後1時58分~午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4"	天次富盛信	5"	石川真六	6"	天村里春
7"	裕領正康	8"	石田英正	9"	安里明
10"	又吉正弘	11"	石川繁	12"	大川昇
13"	伊佐真得	14"	仲村喜永	15"	大宮城昌
16"	吉里敏行	17"	伊佐貞寿	18"	中里幸助
19"	武島行男	20"	仲村盛光	21"	古波藏次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明者として出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	具屋真徳
総務課長	松川正義	財政課長	具里将俊
民生課長	当山善喜	建設課長	島袋昌兼
住民課長	仲村春信	経済課長	沢し安一
水道課長	国吉真義	消防団長	大城仁幸

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋毅 島袋真由 知念善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第45号	1時借入れをすることについて
日程第2, 請願第1号	議事参与の請願書
日程第3, 陳情第9号	陳情書

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議
会に成立致しました。よつて、只今より第5日目の会議を開くことに致
します。(午後1時58分)

議 長～暫く休憩致します。(午後1時59分)

議 長～再開致します。(午後2時10分)

議 長～3番議員の出席を報告します。

議 長～本日の日程を申し上げます。

日程第1、議案第45号、1時借入れをすることについて

日程第2、請願第1号、議事参与の請願書

日程第3、陳情第9号 陳情書

こう云う順序で議事を進めて行きます。

議 長～日程第1、議案第45号、1時借入れをすることについてを議題と致し
ます。事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今年度収入として予算化されている軍地料と、それから交付金が支払時
が遅れたために、現在市の現金操作に非常に困つておりますので、軍用
地料と交付金、近い内に出るとは思いますが、一応3ヶ月の予定
で宜野湾農協から一時借入れを致したいと思ひまして不案件を提案して
あります。宜しく御審議をお願いします。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時14分)

議 長～再開致します。(午後2時15分)

5 番～軍用地代とこの交付金の~~差~~方についての御説明でありましたが、軍用
地代は、例年は何時頃払われておりましたか。

助 役～私の方からお答え致します。軍用地料は立前として前払いになつており
ますので、会計年度からすれば7月までには、支払われなければならない
様になつておりますが、しかも今まで支払われておりますのは、7月
以降支払い事務が始められて、遅くとも11月までには支払われており
ます。

5 番～そうすると今年度は未だそれが支払われてない訳ですね。

助 役～今2ワのリストの方は支払われておりますですが、残り大部分の方がま
だ支払われておりません。

5 番～未だ支払われてない代金の方は金額にして、おおよそどの位ですか、お

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、議会に成立致しました。よつて、只今より第5日目の会議を開くことに致します。(午後1時58分)

議長～暫く休憩致します。(午後1時59分)

議長～再開致します。(午後2時10分)

議長～3番議員の出席を報告します。

議長～本日の日程を申し上げます。

日程第1, 議案第45号, 1時借入れをすることについて

日程第2, 請願第1号, 議事参与の請願書

日程第3, 陳情第9号 陳情書

こう云う順序で議事を進めて行きます。

議長～日程第1, 議案第45号, 1時借入れをすることについてを議題と致します。事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今年度収入として予算化されている軍地料と、それから交付金が支払時が遅れたために、現在市の現金操作に非常に困つておりますので、軍用地料と交付金、近い内に出るとは思いますが、一応3ヶ月の予定で宜野湾農協から一時借入れを致したいと思ひまして本案件を提案してあります。宜しく御審議をお願いします。

議長～暫く休憩致します。(午後2時14分)

議長～再開致します。(午後2時15分)

5番～軍用地代とこの交付税の水方についての御説明でありましたが、軍用地代は、例年は何時預払われておりましたか、

助 役～私の方からお答え致します。軍用地料は立前として前払いになつておりますので、会計年度からすれば7月までには、支払われなければならない様になつておりますが、しかし今まで支払われておりますのは、7月以降支払い事務が始められて、遅くとも11月までには支払われております。

5番～そうすると今年度は未だそれが支払われてない訳ですね、

助 役～今2つのリストの方は支払われておりますですが、残り大部分の方がまだ支払われておりません。

5番～未だ支払われてない代金の方は金額にして、おおよそどの位ですか、お

助 長 本よその金額で結構です。... 助 長 未定支拂い分が約3万、000\$位。

5 番 資 資付税は大体何時頃までを予定にされていたですか、

助 長 資付税の方は、例年でしたら12月10日の期末手当の支払日までには... 例年はずつと払われておりましたが、今年度はまだ、相当の方はされておらずですが、まだ支払われておりません。

5 番 各の予定されていた軍用地代と資材税は予定通り入つて来なかつた... ためにその利息は工事費とか、或は人件費とか、支払うべきのを一定の... 時期内に支払うべきものをまだ支払っていないのがありますか。

助 長 支払っていないのは、今の所はございません。

5 番 職員の給与或はボーナスその他支払うべきのは全部支払われたですか、

助 長 借入金20,000\$に対する借入期間中の利息の額はどの程度になる...

4 番 借入金20,000\$に対する借入期間中の利息の額はどの程度になる... 暫く休憩致します。(午後2時17分)

助 長 期限一杯、金額一杯と云うふうになつた場合において、41%になりま...

助 長 外にありませんか、

助 長 暫く休憩致します。(午後2時27分)

助 長 再開致します。(午後2時30分)

助 長 外に質疑もない様でありますので、質疑を打切ることに御座います... (異議なしと呼ぶ)

助 長 御異議がないものと認め、本議に対する質疑を打切ることに致します。

助 長 では、本議に対する討論を求めます。

4 番 一般行政運営について、借入れをするとうことはあまり好しくありま... せんが、しかし先程の御説明の通りやむをえない要請に基づき、どう

およその金額で結構です。

助 役～未だ支払い分が約35,000\$位。

5 番～交付税は大体何時頃までを予定にされていたですか、

助 役～交付税の方は、例年でしたら12月10日の期末手当の支払日までには例年はずつと払われておりますですが、今年度はまだ、割当の方はされておりますですが、まだ支払われておりません、

5 番～その予定されていた軍用地代と交付税はまだ予定通り入つて来なかつたためにその例えば工事費とか、或は人件費とか、支払うべきのを一定の期限内に支払うべきものをまだ支払っていないのがありますか、

助 役～支払っていないのは、今の所はございません。

5 番～職員の給与或はボーナスその他支払うべきのは全部支払われたですか、

4 番～借入金20,000\$に対する借入期間中の利息の額はどの程度になるか、

暫く休憩致します。(午後2時17分)

再開致します。(午後2時25分)

助 役～期限一杯、金額一杯と云うふうになつた場合において、414になります。

議 長～外にありませんか、

議 長～暫く休憩致します。(午後2時27分)

議 長～再開致します。(午後2時30分)

議 長～外に質疑もない様でありますので、質疑を打切ることにより御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにより致します。

議 長～では、本案に対する討論を求めます。

4 番～一般行政運営について、借入れをすると云うことはあまり好しくありませんが、しかし先程の御説明の通りやむをえない事由に基づいて、どう

しても借入れしなければ運営出来ない様な状態にある様でありますので
出来るだけ利息を~~軽減~~する様に御協力して取きまして、原案に賛成しま
す。

議 長～他に変わった御意見はございませんか、なければ討論を打ち切りたと思
いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので討論を打切ることに致します。

議 長～では、議案第45号一時借入れをすることについてを要決に付します。
原案に御異議ございませんか、

全 員～(異議なしと呼ぶ)

議 長～全員御異議がない様でありますので、議案第45号一次借入れをするこ
とについてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時32分)

議 長～再開致します。(午後2時45分)

議 長～休憩中に5番議員より、請願書抜圓ズルズルの申入れがございました
ので、本案を撤回することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め請願第1号、議事参事の請願書については、撤
回することに致します。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時46分)

議 長～再開致します。(午後2時50分)

議 長～日程第2、陳情第9号、陳情書を議題と致します。事務局長をして朗読
せしめます。

議 長～本陳情書に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後2時56分)

議 長～再開致します。(午後2時59分)

12番～陳情第9号の陳情者である石川真六氏は、公有水面埋立認可申請に関す
る行政主席の訪問に対しては、貴議会の定例会で決定した執行当局に対

しても借入れしなければ運営出来ない様な状態にある様でありますので出来るだけ利息を減する様に御協力して載きまして、原案に賛成します。

議長～他に変わった御意見はございませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第45号一時借入れをすることについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか、

全員～(異議なしと呼ぶ)

議長～全員御異議がない様でありますので、議案第45号一次借入れをすることについてを原案通り可決決定致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時32分)

議長～再開致します。(午後2時45分)

議長～休憩中に5番議員より、請願書撤回するかどうかの申入れがございましたので、本案を撤回することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め請願第1号、議事参与の請願書については、撤回することに致します。

議長～暫く休憩致します。(午後2時46分)

議長～再開致します。(午後2時50分)

議長～日程第2、陳情第9号、陳情書を議題と致します。事務局長にして朗読せしめます。

議長～本陳情書に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後2時56分)

議長～再開致します。(午後2時59分)

12番～陳情第9号の陳情者である石川真六氏は、公有水面埋立認可申請に関する行政主席の諮問に対しては、貴議会の定例会で決定した執行当局に対

る答申案は適正をかいておられると思われまますので、該問題の申請人である私は次の疑問点に關して貴議会が誠意ある説明をして載きまますよう陳情致します。こう云うふうになつております。即ち石川真六さんは、この問題に対する議会の決定した結論は公正をかいておられると云うふうに解しやくしておるのであります。そこで議会はあくまでも正当であつたと云うことを、あからさまにするには、陳情者である石川真六さんをこちらに同席させて、そして意見を発言させるべきであると、私は考えます。よつて、57条の但書きに照らし合せて同席させて意見を発言させて載きまますよう動議を提出します。

18番～この内容は只今動議の提出者からもありました様に別にこの問題にはこだわらなくして、最初事務局長が発言に対する疑義の説明もなりました。要するにこの内容の趣旨の説明をそこで議事の進行上、かえつてそれが何んだと云うふうな解しやくにはたしますので、本人の出席を認めてそこで、趣旨の説明発言を与えるのは、かえつて、その問題の処理に便利でないかと云う様な趣旨から動議に賛成であります。

議長～只今の12番議員より陳情者である石川真六を一応同席させて発言したいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありまして、動議は成立致します。お諮り致します。

議長～同席させることに賛成の方挙手願います。賛成者少数でありますので、この動議は否決されました。

18番～動議を提出致します。先程の色々論議されましたが、57条で適用しての方式では否決されましたので、そこで再び動議を提出致します。しからば本人を1つの陳情者と云う意味から趣旨の説明の出席を求めたい、そう云う本人の趣旨説明者としての出席の要求の動議を提出いたします。

12番～賛成致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時)

議長～休憩再開致します。(午後4時01分)

18番～只今の動議は撤回致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時02分)

議長～再開致します。(午後4時03分)

議長～お諮り致します。陳情者を呼んで趣旨説明を聞きたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

る答申案は適正をかいておられると思われまので、該問題の申請人である私は次の疑問点に関して貴議会が誠意ある説明をして載きますよう陳情致します。こう云うふうになつております。即ち石川真六さんは、この問題に対する議会の決定した結論は公正をかいておると云うふうに解しやくしておるのであります。そこで議会はあくまでも正当であつたと云うことを、あからさまにする筈は、陳情者である石川真六さんをこちらに同席させて、そして意見を発言させるべきであると、私は考えます。よつて、57条の但書きに照らし合せまして同席させて意見を発言させて載きますよう動議を提出します。

18番～この内容は只今動議の提出者からもありました様に別にこの問題にはこだわらなくして、最初事務局長が発言に対する疑義の説明もありましたし、要するにこの内容の趣旨の説明をそこで議事の進行上、かえつてそれが何んだと云うふうな解しやくにたちますので、本人の出席を認めてそこで、趣旨の説明発言を与えるのは、かえつて、その問題の処理に便利でないかと云う様な趣旨から動議に賛成であります。

議長～只今の12番議員より陳情者である石川真六を一応同席させて発言したいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありまして、動議は成立致しました。お語り致します。

議長～同席させることに賛成の方拳手願います。賛成者少数でありますので、この動議は否決されました。

18番～動議を提出致します。先程の色々論議されましたが、57条で適用しての方式では否決されましたので、そこで再び動議を提出致します。しからは本人を1ツの陳情者と云う意味から趣旨の説明の出席を求めたい、そう云う本人の趣旨説明者としての出席の要求の動議を提出いたします。

12番～賛成致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時)

議長～休憩再開致します。(午後4時01分)

18番～只今の動議は撤回致します。

議長～暫く休憩致します。(午後4時02分)

議長～再開致します。(午後4時03分)

議長～お語り致します。陳情者を呼んで趣旨説明を聞きたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。

5 番～本人として、参考人として出席の要求を受けましたので出席致しました、宜しく願います。

議 長～先き本会議で陳情者を出席せしめて、趣旨説明をさせると云う結論になつておりますので、只今より陳情者の説明を求めたいと思ひます。

5 番～陳情書を提出してあります。私は皆様のお手許に配つておるよう趣旨は、陳情に記録されている様にそのままであります。もし陳情書の中にまだ、よくその受け取りにくいと云う点がありましたら質問される前に私の想でありますが、このいかなる点を議会の結論に対していかなる点を不服に思つておるか云うふうに、もし疑問がありましたら私はそのつど私なりの見解で、私なりの立場から皆さんに説明を申し上げようと思つております。その点あらかじめ私の考え方を申述べておきます。議長に今お聞きしました所、陳情者の説明させるための出席であるそうであるから、先程1番最初に私が申し上げた様に、この陳情書に陳情の趣旨は書いてある通りであります。念のため更に申し上げたいと思つております。埋立に對しましては、不許可にすべきであるとする結論が出してあります。この不許可にすべきであるとする結論を出した大きな理由が、本市の公有水面埋立事業は港湾計画と相応して最つか具体化しつつある現状と云うふうになつておられますが、埋立を不許可にすべきである、理由としましては積極的に欠けております。即ち~~的~~象的に表現されています。不許可にすべきであるとする大きな理由として打ち出すからには、もつと具体的事実をここに表明しなくちやいかんはずであります。その観点から立ちまして、本市に果して公有水面が港湾計画と相応して、目下具体化しつつある現状に、この結論を出したあの当目において、あつたかどうか、私は私なりの立場から私の知つている範囲内の資料から検討致しまして、そう云う事実は絶対ありえないと解しやうしたもんですから、この陳情書を提出致しました。その理由として、9月の定例会におきましても、港湾計画、その他港湾に関する施設の計画がないと云うこと、私の質問に対する答弁で明かにされております。更に又昨日の一般質問におきまして、都市計画、この都市計画は市当局から議会に諮問がありまして、議会も、審査検討した結果として、そのまま答申致しました。宜野湾市のマスタープランの中には、港湾計画はございませぬ。その港湾計画は港湾計画に対して追加変更を加えて政府に対する認可申請をなされるのかと云うふうに、私は昨日の一般質問で質問しました。最初の答弁はないと云うふうな答弁でありましたが、念を確かめて、私の方から具体的に宜野湾市都市計画の中の公有水面埋立計画予定地にも計画はないかと云う質問に對しまして一部はあると云うふうな説明でありました。答弁でそこでその一部について理由は何かと云うふうな私の質問に對して、決して港湾計画

をすると云うふうな理由もございませんでした。更に又その区域以外の所に追加、或は変更を加える箇所があるかどうかの質問に対しまして、当局はないと云うことを明言されております。この事実から致しましては宜野湾市におきまして、現在港湾の計画は存在しないことは明らかであります。にもかかわらず不許可にすべきであると云う理由の1つにしかも大きな理由として、全面的に打ち出しましたこの目下具体化しつつある現状と云うのは、**だ**象的で平直に云わしてもらいますならば、不許可にすべきであると云うことを結論を先に先して後で理由をくつつけた様な感じが致します。質問をあくまで自分が納得したいために、そしてそれを結論を出した議会の皆様が説明して下さるために、この陳情書を出してある訳であります。先程私の出席要求は今確かめた所、陳情書の提出した説明をさせるためであること云うことを聞かされたので、それによつて今以上説明を致しました。こう云うふうに説明のために出席して呉れと云う手続で出席は致しましたが、このついでに先程も申し上げました様に、もし議会で結論を出されたからには、それなりの、こうだと云う自信があつて出されるはずだと思ひます。1つ私の見解に対して貴方の見解は間違ひである議会の見解はこう云う見解で正しいんだと云うふうなことを1つ説明、或は私に聞かせてもらうことをここでお願い致します。特に経工委員の方から説明して下さいの様にお願い致します。今趣旨説明だけでも、以上の通りであります。御参考までにと云うふうに市長宛の陳情書も一応添えてありますから、私がここで同じことを繰返して御説明する必要はないと思ひます。あくまでこの本市の公有水面埋立事業が港湾計画と相応して目下具体化しつつある現状、この事実がないのかかわらず、そう云うふうにうたい出して、しかもこれを不許可にすべきであると云う大きな根本的理由にしてあること、それ自体には非常に自分としても納得出来なかつ、納得出来なかつたところである、私自身これは、不当な解しやうであると思ひます。そのために私自身が充分納得出来る様に議会在が説明して載きたいと思ひまして、こう云う陳情書を提出した訳でございますから、私の陳情書の提出した趣旨にかなう様に皆様が議会在が書面を持つて私に説明してもらいます様に再びこの席でお願い致します。私の陳情書を提出した趣旨の説明は以上を持つて終ります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時12分)

議長～再開致します。(午後4時17分)

18番～動議を提出致します。この陳情、9号の内容の趣旨からすると、事実を具体的に書面をもつて説明をしてくれと云うふうなことでありますので、委員会に付託することを提案致します。又その内容は先程から検討しておりますので、動議は委員会付託の動議を提出します。委員会は経工委員会にしたいと云うふうに考えております。

賛成と呼ぶものあり

議 長～只今18番議員より、本陳情は事実をようして調整する必要があるの
で委員会付託をしたいと云う動議が提出され、所定の賛成者がありま
したので動議は成立しております。お諮り致します。この動議の通り
経工委員会に付託することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本陳情案件を委員会に付託することに致し
ます。尚委員会は経工委員会に、審査方法は閉会中も通じて審議して
もらうように、もう1つ、期日は次の定例会までに報告してもらうと
云う条件付でやりたいと思いますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議 長～日程第4、報告第10号本土視察報告を行います。

議 長～國長の報告を求めます。

國 長～本土行政視察の報告となつておりますが、お手許に別紙の報告書がと
どいていないと云う意味で非常に不可な点もあると思っておりますけれど
も、帰つて後に事務局の都合と尚又草案がおくれたために、タイプが
まだ半分しか出来ておりませんので、前にも非公式に概略は御説明申
し上げましたが、こう云うふうな内容でやつております。概略的に申
し上げます。各々の視察地の概要行政、財政、上水道、産業、港湾、
教育、民生、労働、あらゆる分野にわたつての、その視察地の概要と
尚それに基づく具体的資料、それと最後に全研修地においての、特に
宜野湾に持つて来て、本土行政を視察して来て宜野湾にもつて来て、今
今後市政のありかたとして、1番根本問題として、いい面があつたと
云うことは、先の非公式の立場にも申し上げましたが、一般質問の中
に、4番さんからもありました様に交通安全都市宣言と云うふうなの
が、議会からも執行当局に要請致しましたが、関連致しまして、市を
広くもつて、市の施策がこう云う面でも向つて行くなれば、特に麗沿の
健康都市宣言と云う内容が一部分にとどまらずにあらゆる行政全般に
わたつてのその市の施策として、打ち出されて居つた点が大きな成果
があつたと思つております。その点についての結びの面に置いてあり
ますが、残念ながらお手許に配布出来ないことをおわび申し上げたい
と思つております。尚財政的な面もこの前申し上げましたが、資料が
未だ出来ておりませんので、おわびを申し上げたいと思つております
1月の中旬頃までには、事務局の手もあくと思つておりますので、その時ま

てに

ては、是非成作してお手許に配布したいと思っております。但別紙がなく、おお手許がさびしくて、当を得てないと思っておりますけれども、そう云うふうな事情がございまして、あしからず御了解願いたいと思っております。以上簡単に概略申し上げまして報告に変えたい次第であります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時26分)
議長～再開致します。(午後4時27分)

1番～(報告第10号をもつて今会期の全日程を終了致しておりますので、本日ももつて、本会議を終了して、もう報酬議を提出します。
(答へておす。8099))

議長～只今1番議員より全日程が全部終了しておりますので、会期を打ち切りたいとの動議が提出され所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立致しました。お語り致します。動議の通り会期を本日ももつて打ち切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～では以上終了しまして、第13回定例市議会定例会を開ることに致します。長期間にわたり慎重に御協議下さいまして誠にありがとうございました。

議長～閉会 (午後4時23分)

上記会議の次第は書記の記載したものであるがその内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年 3 月 18 日

定例市議会議長

署名議員

中屋奇助

安次富盛信



てには、是非成作してお手許に配布したいと思っております。だ別紙がなくておお手許がさびしくて、当を得ないと思えますけれども、そう云うふうな事情がございましたので、あしからず御了承願いたいと思っております。以上簡単に概略申し上げまして報告に変えたい次第であります。

議長～暫く休憩致します。(午後4時26分)

議長～再開致します。(午後4時27分)

1番～議報告第10号をもつて今会期の全日程を終了致しておりますので、本日もつて、本会議を終了してもらう様動議を提出します。

議長～只今1番議員より全日程が全部終了しておりますので、会期を打ち切りたいとの動議が提出され所定の賛成者がありましたので、只今の動議は成立致しました。

お話し致します。動議の通り会期を本日もつて打切ることに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～では以上持ちまして、第13回宜野湾市議会定例会を閉めることに致します。長期間にわたり慎重に御審議下さいまして誠にありがとうございました。

議長～閉会 (午後4時28分)

上記会議の決載は書記の記載したものであるがその内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年 月 日

宜野湾市議会議長

議事係署名議員

中田守男
安次高盛信